

# いわき労働基準監督署 署長室からのお知らせ

- ◎ 資料等、自由にご利用ください
- ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！  
(いわき労働基準協会までお寄せください)

Vol.12 2021.8.11

署長室よりいわきAliosを望む (R03.7撮影)

**いわき市に「福島県まん延防止等重点措置」が適用されました**  
監督署への届出等は郵送・電子申請をご利用ください(添付資料をご覧ください)

**労働災害多発注意報発令中 STOP! 転倒災害**

**「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」実施中**  
いわき市の宣言企業・21社◎いわき地区全会員の登録を目指しています!◎

## ☀熱中症注意!☀連日「熱中症警戒アラート」発令

8月6日(金)に実施した「署長パトロール」におけるWBGT値の計測結果は28~30度(厳重警戒!軽作業であっても熱中症のリスクあり)でした。

計測地点は三和町の山間地、平の海岸沿いと、いずれも通常は熱中症リスクが比較的低いと思われる場所でした。屋外作業を行う場合は、油断せず必要な対策を!

## 福島県内建設工事関係者いわき地区連絡会議を開催

8月4日、いわき市内の国・県・市公共工事発注機関や建設業団体にお集まりいただき、建設業における労働災害の防止を目的とする会議を開催しました。

いつもより参集者数を絞り込み、参加者間で十分な間隔を取り、時間を短縮するなど、感染防止対策を講じたうえで実施しました。

会議では、管内の労働災害発生状況、労働災害多発注意報、いわき労働基準監督署における労働災害防止の重点施策等について説明しました。

署長からは、本紙vol.11を使用して説明しました。



## 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

対象者：屋内作業場において金属アーク溶接等作業を行う中小企業事業主

補助対象：作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度測定に要する経費

※詳しくは添付資料をご覧ください

## 研修・セミナーのご案内 ※詳しくは添付資料をご覧ください

- 1 総括安全衛生管理者セミナー 経営トップ層向けコース R3.10.19 仙台市
- 2 ISO45001規格のポイント・実践研修 R3.11.16 仙台市  
ISO45001内部監査員養成研修 R3.11.24、R4.1.18 仙台市
- 3 過重労働解消のためのセミナー(オンライン・会場各開催あり) 9月~12月



新型コロナ  
ウイルス

# 感染拡大防止へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。

「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密接・密集・密閉)回避」などを徹底してください。

## 正しく使おう マスク!



① 鼻の形に合わせ  
すき間をふさぐ



② あご下まで伸ばし顔に  
すき間なくフィットさせる

会話時は  
必ず着用!

ポイント

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の確かな、できれば不織布を

## こまめにしよう

## 手洗い・手指消毒!



こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など



ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も  
忘れずに洗いましょう!

## 目指そう ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



**密接**

マスクなし× 大声×



**密集**

大人数× 近距離×



**密閉**

換気が悪い× 狭い所×



# ゼロ密を目指そう!

～一つの密でも避けましょう～



**密接**  
しない



**密集**  
しない



**密閉**  
しない

## 人と会うときは



- 人と**十分な距離**を保つ!
- **混雑している場所や時間**を避ける!
- **オンライン**の利用や**時差出勤**を!
- **屋外でも密接、密集を避ける!**

## 飲食するときは



- **少人数・短時間**で、**大声は避けて!**
- **ガイドラインを守った**お店で!  
(アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など)
- **テイクアウト**や**デリバリー**も!



**ポイント**

**会話時はマスクを着用**



※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。



いわき市に「福島県まん延防止等重点措置」が適用されました

# 労働基準監督署への36協定等の届出は 郵送・電子申請をご活用ください

労働基準監督署の窓口の混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、**36協定や就業規則などの届出**には、できる限り、**郵送や電子申請を積極的にご利用**いただくなど、ご協力をお願いいたします。

## 郵送や電子申請により監督署への届出等が可能な手続き

- 労働基準法に基づく36協定、就業規則の届出
- 労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など

※ 上記のほかにも、郵送や電子申請による届出等が可能な手続きがあります。  
詳しくは、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

## 方法

### ○ 郵送の場合

管轄の労働基準監督署（下表参照）にご郵送ください。届出内容に問題がなければ監督署に到達した日に受理します。事業場の控えが必要な場合は、届出書類の写しと切手を貼付した返信用封筒の同封をお願いします。



| 労働基準監督署名 | 所在地（郵送先）                                  | 管轄区域                             |
|----------|---|----------------------------------|
| 福島       | 〒960-8021<br>福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階           | 福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村          |
| 郡山       | 〒963-8025<br>郡山市桑野2-1-18                  | 郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡              |
| いわき      | 〒970-8703<br>いわき市平字堂根町4-11<br>いわき地方合同庁舎4階 | いわき市                             |
| 会津       | 〒965-0803<br>会津若松市城前2-10                  | 会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡 |
| 白河       | 〒961-0074<br>白河市郭内1-124                   | 白河市、西白河郡、東白川郡                    |
| 須賀川      | 〒962-0834<br>須賀川市旭町204-1                  | 須賀川市、岩瀬郡、石川郡                     |
| 喜多方      | 〒966-0896<br>喜多方市諏訪91                     | 喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)              |
| 相馬       | 〒976-0042<br>相馬市中村字桜ヶ丘68                  | 相馬市、南相馬市、相馬郡新地町                  |
| 富岡       | 〒979-1112<br>双葉郡富岡町中央2丁目104               | 双葉郡                              |

### ○ 電子申請の場合

e-Gov電子政府の総合窓口から、電子申請が可能です。  
URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



屋内作業場において金属アーク溶接等作業を実施する中小企業事業主の皆さまへ

# 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、2022年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者には、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

## 補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

|   |  |                                |              |               |
|---|--|--------------------------------|--------------|---------------|
| (1)                                       | 労働者災害補償保険の適用事業主                        |                                |              |               |
| (2)                                       | 次のいずれかに該当する中小企業事業主                     |                                |              |               |
|   | 業 種                                    |                                | 常時雇用する労働者数※1 | 資本金または出資の総額※1 |
|   | 小売業                                    | 小売業                            | 50人以下        | 5,000万円以下     |
|   | サービス業                                  | 物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など | 100人以下       | 5,000万円以下     |
|   | 卸売業                                    | 卸売業                            | 100人以下       | 1億円以下         |
| その他の業種                                    | 農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など                   | 300人以下                         | 3億円以下        |               |
| ※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。 |  |                                |              |               |
| (3)                                       | 金属アーク溶接等を行う屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う中小企業事業主 |                                |              |               |

## 補助の概要

| 補助対象                           | 補助率    | 上限額                 |
|--------------------------------|--------|---------------------|
| 作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費 | 経費の1/2 | 1人あたり2万円<br>1作業場4万円 |

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

| 1. 補助の対象となる経費   | 2. 補助基準額                       | 補助金の算定方法  |
|---|--------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器(サンプラー及びポンプ)を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費(デザイン及びサンプリングに要する経費)</li><li>採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分析又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費</li><li>作業環境測定士の出張に要する経費</li></ul> | 測定対象者1名当たり4万円<br>1作業場当たり最大2名分。 | <ul style="list-style-type: none"><li>1欄に掲げる経費と2欄に掲げる基準額とを比較し、少ない方の2分の1</li><li>複数の作業場の測定をする場合でも上限は8万円。</li></ul> |

## 補助金公募期間

|       |                  |         |        |
|-------|------------------|---------|--------|
| 第1期公募 | 令和3年7月1日～8月31日   | 補助金の予定枠 | 1億円    |
| 第2期公募 | 令和3年10月1日～11月30日 | 補助金の予定枠 | 4千2百万円 |

- 第1期、第2期における補助金の予定枠を上回る申請があった場合、補助金交付規程の定める方法により、交付対象者を決定します。
- 補助金を申請できるのは、1事業場1回限りです。



厚生労働省



(公社) 全国労働衛生団体連合会 (全衛連)

## 交付申請に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

有害物ばく露防止対策補助金交付申請書 \* 本助成金は、測定の実施前に申請等が必要です。

<添付書類>

1. ばく露測定に要する費用見積書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 事業場の概要書 \*
3. ばく露測定をする作業場所の見取り図
4. 確認書 \*

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

## 事業実績報告に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

作業環境測定実施結果報告書 \*

<添付書類>

1. ばく露測定結果報告書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 請求書兼納品書 (写)

## 申請手続の流れ

### 作業環境測定費用の見積

・作業環境測定機関\*に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。 \*溶接ヒューム(マンガン)の測定ができる機関(4号登録機関)

### 補助金交付申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な添付書類を作成し、郵送または電子申請をしてください。

### 交付決定通知

・第1期、第2期の公募期間終了後概ね1か月以内に、交付決定(不決定)の通知が届きます。

### 測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらいます。  
※ 決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。

### 測定結果報告

・報告書類を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、郵送または電子報告してください。

### 補助金の受領

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

測定結果を踏まえ、全体換気装置の風量の増加等を実施するなど、作業環境改善につなげてください。

## 申請窓口・相談窓口

全衛連(補助金交付事務代行業者)

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5  
田町ハラビル5階

電子申請アドレス [hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

相談等 TEL 03-6809-5855 (平日 午前9時30分~午後5時)

全衛連では、金属アーク溶接等作業に関する改正法例への対応、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。

### 注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度**です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

